

秋田市コンベンション開催支援助成金交付要綱

平成25年4月1日

理事長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市において開催されるコンベンションに要する経費に対し、予算の範囲内において交付する秋田市コンベンション開催支援助成金（以下「助成金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) コンベンション 国際規模、全国規模、東日本規模、北海道又は新潟県を含む東北規模、東北規模およびこれらと同等の規模で開催する学会、大会、会議等をいう。
- (2) 学会 学術研究の向上および発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する発表および討論のための集会、総会又はこれらに準ずるものをいう。
- (3) 大会、会議等 各種団体、民間組織等が開催する大会、会議、研修会、シンポジウム等のうち次に掲げるもの以外のものをいう。
 - ア 展示会、見本市、スポーツ大会、イベント、コンサート等
 - イ 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの
 - ウ 政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
 - エ 営利を目的とするもの
 - オ 秋田市から別に補助金の交付又は補助金に関する支援があるもの
 - カ 公序良俗に反するもの
 - キ その他助成金の支出が不相当と認められるもの

(助成対象)

第3条 助成の対象となるコンベンション（以下「助成対象コンベンション」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主な開催会場および宿泊地が秋田市内であるもの
- (2) コンベンションのうち秋田市における産業経済および学術文化の振興に寄与すると認められるもの
- (3) 県外からの参加者が100名以上であるもの

（助成対象経費）

第4条 助成対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 会場費（会場借上費、会場設営費、機材借上費等をいう。）
- (2) 運営費（広告宣伝費、スタッフ人件費、歓迎アトラクション経費等をいう。）
- (3) 講師料（招聘経費を含む。）
- (4) 現地移動費（会場間送迎、エクスカーション等をいう。）
- (5) 資料費（次第、パンフレット印刷費等をいう。）
- (6) 事務費（通信運搬費、事務用品費、消耗品費等をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、コンベンションの開催に要する経費のうち相当と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、参加者の個人的な宿泊費、交通費等については、助成の対象としないものとする。

（助成金の交付額）

第5条 助成金の交付額は、県外からの参加者数1名当たり1,000円とする。ただし、算出した交付額を算入することにより収入額が支出額を超えることとなる場合は、収支が一致することとなるまでの額を交付額の限度とする。

2 前項の規定に定めるもののほか、助成対象コンベンションの開催日より起算した申請日に応じ、別表1または別表2とする。

（助成対象コンベンションの指定）

第6条 助成対象コンベンションの指定を受けようとする主催者は、助成対象コンベンション指定申請書（様式第1号）およびコンベンション調書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該コンベンションが第3条各号の要件に該当すると認めるときは、助成対象コンベンションの指定を行うものとする。
- 3 理事長は、前項の指定をしたときは、助成対象コンベンション指定通知書（様式第3号）により当該コンベンションの主催者に通知するものとする。
- 4 理事長は、第2項の指定をしない旨を決定をした場合においては、その旨および指定しないこととした理由を記した書面を指定通知書に準じて作成し、当該主催者に通知するものとする。
- 5 第3項又は前項の規定によりコンベンションの主催者に通知する期限は、第1項に規定する申請書の通知を受けた日から30日以内とする。

（助成対象コンベンションの指定の取消し等）

第7条 理事長は、前条第2項の指定をした後において、事情の変更その他特別の事由により必要があると認めるときは、当該助成対象コンベンションの指定を取り消し、又は当該指定の決定の内容もしくは条件を変更することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により指定の取消し等を決定したときは、速やかにその旨および理由を記した助成対象コンベンション指定取消通知書（様式第4号）を主催者に通知しなければならない。

（変更の承認申請）

第8条 助成対象コンベンションの事業内容の変更（第3項に規定する変更に限る。）をしようとする者は、助成対象コンベンション変更承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認した内容を助成対象コンベンション変更承認通知書（様式第6号）により主催者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する申請書の提出を要する変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 主催者の変更

(2) 助成の予定額が2割を超えて増減することとなる変更

(コンベンションの中止等)

第9条 助成対象コンベンションを中止し、もしくは廃止し、又は主催者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく事業中止・廃止・助成金交付辞退承認申請書（様式第7号）により理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認した内容を事業中止・廃止・助成金交付辞退承認通知書（様式第8号）により当該主催者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、第6条第2項の規定による指定を受けた主催者が、当該コンベンションを開催した場合は、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする主催者は、助成対象コンベンションの完了の日から理事長が定める日までに、秋田市コンベンション開催支援助成金交付申請書兼実績報告書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項に規定する報告書の提出を受けた場合は、当該コンベンションの内容が第6条に規定する指定の内容および条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、当該報告書の提出があった日から30日以内に秋田市コンベンション開催支援助成金交付決定通知書（様式第10号）により助成金の交付決定の内容および交付すべき助成金の額を当該主催者に通知するものとする。

4 主催者は、助成対象コンベンションの完了により、当該コンベンションが第3条に規定する助成対象の要件に該当しないこと、又は収入額が支出額と同額以上となり助成金の交付を受けることができないことが明らかになったときは、速やかにその旨を助成対象外事由届出書（様式第11号）により理事長に届け出なければならない。

(助成金の経理)

第11条 主催者は、助成対象コンベンションに係る経理について、他の経理と明確に区分し、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第12条 理事長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成対象コンベンションの主催者に必要な報告をさせ、又は秋田観光コンベンション協会の職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開催されるコンベンションについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。ただし、別表1の改正規定は、同年10月1日から施行する。

別表 1

| 助成金指定申請時期 | 東北大会 (新潟・北海道含む) | 全国大会 |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 開催日より起算して、6か月前以降の 助成金指定申請 | 県外参加者1人あたり 1,000 円(最大 300,000 円) | 県外参加者1人あたり 1,000 円(最大 500,000 円) |

別表 2

| 助成金指定申請時期 | 全国大会 | |
|---------------------------|------------------|------------------|
| | 県外参加者 500 名以上 | 県外参加者 1,000 名以上 |
| 開催日より起算して、 2年前の助成金指定申請 | 助成金を 200,000 円加算 | 助成金を 300,000 円加算 |

平成28年1月26日

理事長 決裁

秋田市コンベンション開催支援助成金交付要綱の取扱いについて（内規）

1. 要綱第13条（委任）において、この要綱に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定めることにより次のとおりとする。

第2条（3）アのスポーツ大会の開催に伴う事前打合せ等の会議または監督会議等は
県外からの参加者が100名以上の場合、一人1,000円の助成金交付対象とする。